

議 案 名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、同施行令の規定を引用している富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	<p>(1) 条例の題名と第1条の改正 「乳児等のための支援給付」という新たな内容を加えることから改正を行うもの。</p> <p>(2) 第3条の改正 満3歳以上限定の小規模保育に係る利用者負担の額を0円と規定するための改正を行うもの。</p> <p>(3) 第5条の2の規定の追加 市立保育所において特定乳児等通園支援の提供を行ったときに保護者から徴収する利用料の額（子ども1人につき1時間当たり300円を上限とする。）に関する規定を追加するもの。</p> <p>(4) 第8条の改正 特定乳児等通園支援の利用料の減免を規定するため改正を行うもの。</p> <p>(5) その他の文言整理を行う。</p>
施 行 日	令和8年4月1日

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

新	旧
<p><u>富士見市小学校就学前子どもの教育・保育等に係る費用の徴収に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付、乳児等のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る費用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法</u> _____ において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げるものに係る教育・保育給付認定保護者 0円</p> <p>ア <u>法第27条第1項に規定する教育認定子ども</u></p> <p>イ <u>満3歳以上保育認定子ども（法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいい、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次号において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）</u></p>	<p><u>富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者 _____ に係る教育・保育給付認定保護者 0円</p> <p>ア <u>法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども</u></p> <p>イ <u>法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次号において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）</u></p>

(2) 満3歳未満保育認定子ども（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいい、特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者 別表第1に定める額

（利用者負担の徴収）

第4条 市長は、市立保育所（富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第23号）別表に掲げる保育所をいう。以下同じ。）において満3歳未満保育認定子どもに対して保育の提供を行ったときは、当該満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。以下同じ。）から前条第2号の額を徴収する。

2 （略）

（市立保育所における特定乳児等通園支援の利用料）

第5条の2 市長は、市立保育所において乳児等支援給付認定子どもに対して特定乳児等通園支援の提供を行ったときは、当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者から利用料を徴収する。

2 前項の利用料は、乳児等支援給付認定子ども1人につき1時間当たり300円を上限として規則で定める額とする。

（市立保育所における一時預かり保育料）

第7条 市長は、市立保育所において一時預かり事業 \_\_\_\_\_

による一時預かり保育の提供を行ったときは、利用者から別表第3に定める一時預かり保育料の額 \_\_\_\_\_ を徴収する。

(2) 法第19条第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条及び別表第1において「満3歳未満保育認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者 別表第1に定める額

（利用者負担の徴収）

第4条 市長は、市立保育所（富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第23号）別表に掲げる保育所をいう。以下同じ。）において満3歳未満保育認定子どもに対して保育の提供を行ったときは、利用者 \_\_\_\_\_ から前条第2号の額を徴収する。

2 （略）

（新設）

（市立保育所における一時預かり保育料）

第7条 市長は、市立保育所において一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7号に規定する事業をいう。）

による一時預かり保育の提供を行ったときは、利用者から別表第3に定める一時預かり保育料（以下「一時預かり保育料」という。）を徴収する。

( \_\_\_\_\_ 減免)

第8条 市長は、災害その他のやむを得ない理由により必要があると認めるときは、第3条、第5条の2第2項及び第7条の額を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により、 \_\_\_\_\_ 減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

(略)

備考

1 「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯をいう。

2～4 (略)

(利用者負担の減免)

第8条 市長は、利用者が災害その他やむを得ない理由により利用者負担を負担することが困難と認められるときは、これを \_\_\_\_\_ を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による利用者負担の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

(略)

備考

1 「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法 \_\_\_\_\_ 第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯をいう。

2～4 (略)